

# 國學院大學學術情報リポジトリ

近代の大喪儀における「御拝」：  
英照皇太后の大喪儀を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大番, 彩香 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000686">https://doi.org/10.57529/0002000686</a>

# 近代の大喪儀における「御拝」

——英照皇太后の大喪儀を中心に——

大 番 彩 香

## はじめに

本稿の目的は、國學院大學図書館蔵「久我家文書」所収の新出資料群「英照皇太后御大喪関係資料」<sup>1)</sup>を用い、近代の大喪儀が政府の理念によって天皇を主体とした「自葬儀式として制定」<sup>2)</sup>されていく過程の一端を捉えることである。

明治三十(一八九七)年一月十一日、孝明天皇女御であった英照皇太后が崩御され、同月十九日より翌年一月十一日に至るまで、明治維新以降初となる大喪儀<sup>3)</sup>が執行された。英照皇太后の大喪儀は、天皇による「御拝」<sup>4)</sup>すなわち出御と拝礼が行われた点において、近代の大喪儀の起点と位置付けられるものである。

先行研究においては、幕末に近代の大喪儀を基礎付けた、慶応三(一八六七)年の孝明天皇の大喪儀における泉涌寺内仏式儀礼から神式儀礼への転換と、山陵造営・謚号追贈の再興を明らかにした武田秀章の研究<sup>4)</sup>に注目したい。武田はその中で、孝明天皇の大喪儀では、山陵造営の再興に応じて陵前で行われた山陵御用掛と諸陵寮官人による神式儀礼が重儀であったが、大正十五(一九二六)年の「皇室喪儀令」(皇室令第十一号)を視野に入れたのか「近代の天皇

大喪儀は、殯宮・葬場殿・山陵での天皇告文奏上を中心とする、いわば新帝を喪主とした自葬儀式として制定<sup>5)</sup>されたと指摘している。

ところで、従来、近代の大喪儀はともすれば権力誇示<sup>6)</sup>の観点から論じられ、その具体的な儀礼は必ずしも明らかでない。近世における天皇や院の葬儀では、新帝や天皇は錫紵著御や倚盧殿渡御によって服喪される儀礼が慣例であった<sup>7)</sup>。そのような先例をふまえながらも、近代の大喪儀が政府の理念によって「自葬儀式として制定」されていく過程を捉えることは、孝明天皇の大喪儀が執行された慶応三（一八六七）年から「皇室喪儀令」が制定される大正十五（一九二六）年までの六十年間の空白を埋めることになるが故に重要な課題であると考ええる。

大正十五年に「皇室喪儀令」が制定されるまでの大喪儀における天皇の儀礼を確認すれば、まず明治三十年の英照皇太后の大喪儀において天皇による山陵での「御拝」、大正元年の明治天皇と同三年の昭憲皇太后の大喪儀においてはいずれも天皇による齋場と山陵での「御拝礼」が行われている。こうした例にもとづき、大正十五年に「皇室喪儀令」において、天皇が「喪主」すなわち葬儀の主体者となり「御拝礼」される大喪儀の儀礼が制定されたのである。つまり、武田曰く「新帝を喪主とした自葬儀式として制定」されていく過程においては、英照皇太后の大喪儀が不完全ながらも重要な起点となっていたといえよう。

本稿では、英照皇太后の大喪儀における「御拝」を中心に分析することを通じ、先行研究を補足することはもとより、近代の大喪儀をめぐる史実の一端を明らかにすることを試みたい。その際有用となるのが、國學院大學図書館蔵「久我家文書」の一部であるが、現在、調査・整理中のため目録に掲載されていない新出資料群「英照皇太后御大喪関係資料」である。本資料群は、英照皇太后の大喪儀において齋主を務めた久我建通と、宮内省もしくは大喪儀の事務全般を担った大喪使との書簡の往来や祭詞の草案等が一括で残存するものである。本資料群における記録から、

英照皇太后の大喪儀では、天皇による「御拝」等の一連の儀礼は政府が検討し、祭詞のみ斎主が作成するという特徴的な分掌も明らかとなった。これは半田竜介<sup>8)</sup>が明らかにしたように、当時国費で賄われ、国家規模で執行された国葬の儀礼がすべて斎主に「一任」された経緯とは異なるものである。

つまり、近代の大喪儀が天皇を主体とした「自葬儀式」として制定<sup>9)</sup>されていく過程において、当初より、政府内では天皇による「御拝」を企図し、大喪儀に新たな意味を見出そうとする一面があったことが窺えよう。こうした一面は、後代に「皇室喪儀令」において天皇が「喪主」として「御拝礼」され、「親愛ノ情」を表することが、「皇室ニ於テ民間ニ範ヲ示サレント云フ意味<sup>9)</sup>」をなすと重視する政府の理念に通ずるものであった。

これらの論点をふまえ、本稿では、第一に「皇室喪儀令」において天皇が「喪主」として「御拝礼」される儀礼とその意味を確認し、第二に不完全ながらも「皇室喪儀令」における「御拝礼」の起点となった、英照皇太后の大喪儀での「御拝」について「英照皇太后御大喪関係資料」を用いて考察する。

### 一、「皇室喪儀令」における「喪主」と「御拝礼」

まず、「皇室喪儀令」にもとづき天皇が大喪儀において「喪主」として「御拝礼」される儀礼と、その意味を考察する。

「皇室喪儀令」は、第一章「大喪儀」（第一条より第十一条）、第二章「皇族喪儀」（第十二条より第二十一条）、両儀の次第を記した「附式」から構成されるものである。

第一章「大喪儀」条文中第八条には「大行天皇太皇太后皇太后ノ大喪儀ニハ天皇喪主トナル」とあり、大行天皇・太皇太后・皇太后の大喪儀には、天皇が「喪主」となることが明記されている。さらに「附式」では、「喪主」として

天皇が「御拝礼」される儀礼が、「殯宮移御ノ儀」「殯宮移御後一日祭ノ儀」、「殯宮」での十日・二十日・三十日・四十日・五十日祭、「追号奉告ノ儀」「靈代奉安ノ儀」「斂葬当日殯宮祭ノ儀」、「斂葬ノ儀」の「葬場殿ノ儀」「陵所ノ儀」「斂葬後一日権殿祭ノ儀」「斂葬後一日山陵祭ノ儀」、「権殿」での十日・二十日・三十日・四十日・五十日祭、「山陵」での十日・二十日・三十日・四十日・五十日祭、「権殿百日祭ノ儀」「山陵百日祭ノ儀」「権殿一周年祭ノ儀」「山陵一周年祭ノ儀」「御禊ノ儀」に規定される。<sup>10</sup>このうち、天皇が「御誅」を奉読される儀礼が「殯宮移御後一日祭ノ儀」「追号奉告ノ儀」「葬場殿ノ儀」であり、「御告文」を奉読される儀礼が「陵所ノ儀」「権殿一周年祭ノ儀」「山陵一周年祭ノ儀」である。

そのなかでも、大喪儀における中心的な儀礼の一つである「陵所ノ儀」での天皇の儀礼を確認しよう。

#### 陵所ノ儀

時刻陵所ヲ舗設ス

次ニ文武高官有爵者優遇者竝夫人陵所ニ先着シ朝集所ニ参集ス

次ニ皇太子妃親王妃内親王妃妃女王休所ニ参著ス

次ニ皇后皇太后便殿ニ著御

時刻諸員陵所前ノ御路ニ臚列奉迎ス

次ニ靈輦前列ノ陸海軍儀仗兵正門外ニ堵列ス後列ノ陸海軍儀仗兵亦之ニ倣フ

次に靈輦前列ノ大喪使高等官幄舎周圍ニ黑幕ヲ曳クノ前ニ立ツ

鼓鉦黃幡白幡胡籙弓楯梓日像纛幡月像纛幡ヲ祭場殿前面ノ左右兩傍ニ布列シ大真榭ヲ樹ツ

御物櫃御服櫃ヲ玄宮前便宜ノ所ニ安ク

御饌櫃御幣櫃ヲ膳舎ニ昇入ル

祭官長祭官副長祭官幄舎ノ前ニ立ツ

楽師道楽ヲ奏シツツ幄舎ノ前ニ立ツ

宮内大臣式部長官諸陵頭幄舎ノ前ニ立ツ

次ニ皇后皇太后祭場殿前便宜ノ所ニ於テ御奉迎

皇后宮大夫皇太后宮大夫女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王妃女王供奉ス

次ニ靈輦祭場殿ニ著御

大行天皇側近奉仕ノ高等官及輦側ノ陸海軍將校便宜ノ所ニ候ス

次ニ靈輦後列ノ諸員幄舎ノ前ニ立ツ

次ニ幔門掛帷布之輦立ツヲ閉ツ

次ニ天皇皇后皇太后便殿ニ入御

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王妃王王妃女王休所ニ入ル

次ニ靈柩ヲ玄宮ニ奉遷シ御外櫛石ニ斂ム大喪使高  
等官奉仕

是ヨリ先キ玄宮及祭場殿ヲ舗設ス其ノ儀玄宮ノ中央ニ御外櫛ヲ安キ祭場殿ニ御幌白色帟  
紅色帟竝御簾緋色帟  
緋色帟ヲ懸ケ左

右ニ御燈白木  
燈臺ヲ安キ火ヲ點ス

次ニ御服櫃御物櫃ヲ玄宮内ニ布列シ御挿鞋ヲ御外櫛ノ傍ニ安ク

時刻諸員幄舎ニ著床ス



次ニ幣物御饌ヲ撤ス

此ノ問誄歌を奏ス

次ニ玄宮ノ門ヲ閉ツ諸陵眞奉仕殿

次ニ陵誌ヲ埋メ土ヲ覆フ上同

次ニ祭場殿ノ御幌御簾ヲ垂ル上同

次ニ各退下上同  
(傍線―筆者)

このように「皇室喪儀令」では、天皇が「喪主」となり、「御拝礼」という喪葬儀礼を行う大喪儀が制定されたのである。「皇室喪儀令」の制定後、宮内省より発表された「大喪に関する皇室法規」という解説文の中では、「大喪儀について、省略のできない一事は、大行天皇の大喪儀には、天皇自ら喪主とならるゝことである。(中略)先帝のために一年の喪を服せられ、その大喪儀には、自ら喪主となられ、一切の儀式を統理あそばさるゝ制度を定められたことは、実に孝行の模範を一般国民に示さるゝとゆう御趣旨ではないかと拝察されて、まことに恐懼のいたりに堪えざる次第である」と、とりわけ天皇が「喪主」として主体的に儀礼を行うことが「孝行の模範」の意味をなすと表明された。

その成立の背景には、明治三十二(一八九九)年に設置される帝室制度調査局において同三十五年より、また大正五(一九一六)年に設置される帝室制度審議会において同九年より行われる「皇室喪儀令」の制定にむけた議論がある。そのなかで特に俎上に載せられた議題は、天皇「喪主」をめぐる問題と、英照皇太后の大喪儀より不完全ながらも行われた臨御を明文化して条文に規定するか否かの問題である。そこには、歴史上の先例はないものの、大喪儀による社会への影響を考慮し、天皇が大喪儀において「喪主」となることが新たな意味を持すると重視された経緯が



あつた。すなわち、明治期の帝室制度調査局内において、「大行天皇ノ大喪ニ天皇ノ喪主ト為ルハ本令ニ依リ始メテ行ハントスル新制ナレトモ今日ノ時勢ニ於テハ頗ル妥當ナリト信ス」と天皇が「喪主」となることが「今日ノ時勢」に「妥當」なる制度と判断された経緯があつたのである。この点はすでに前田修輔<sup>17)</sup>によつて指摘された点であり、蛇足を加えるならば、その理由の一つに、明治三十一年七月十六日に施行された改正民法典における、「戸主」を中心に据えた「親族」の形成とその波及が挙げられるであろう。改正民法典では、「家族」を、「戸主」の親族にしてその家に在る者及びその配偶者であるとし、また九百八十七条において「系譜」「祭具」及び「墳墓」の所有権がその家の家督相続の特権であると明示された<sup>18)</sup>。当時の社会背景、特に改正民法典が「皇室喪儀令」に与えた影響は、大正期の帝室制度審議会において「家督相続人」が「喪主」を務める慣習を大喪儀にも準用することを支持し、天皇が「喪主」となり「親愛ノ情」を表することが「皇室ニ於テ民間ニ範ヲ示サレント云フ意味」をなすと重視した岡野敬次郎<sup>19)</sup>の発言に、その一端が窺えよう。

このような背景をふまえ、大正元年に行なわれた明治天皇の大喪儀、同三年に行なわれた昭憲皇太后の大喪儀に際しては、「右両案（皇室喪儀令」「国葬令」―筆者註）ノ主義方針ニ則リ明治天皇及昭憲皇太后ノ大喪儀ヲ行ハセラレタル」とあるように、「皇室喪儀令」をめぐる明治期の帝室制度調査局での審議内容が参考にされ、いずれにおいても天皇による「御拝礼」が行われたのである<sup>20)</sup>。

では、そもそも先行研究において大喪儀の形式であると指摘された「自葬儀式」とはどのような葬儀を指すのであろうか。「自葬」には時代によつて概念の発展があることを確認したい。

まず、近世における寺檀制度下の特殊な形式としての「自葬」（自身葬<sup>21)</sup>）についてである。これは、特定の人物（大名や神職、儒者など）のみに許可された、仏葬以外の神葬・儒葬をいう。近世は、キリスト教を取り締まる目的を有

する厳しい寺檀制度下にあり、「自葬」は一般には許されない、極めて限定的な葬儀であった。その語意の条件は、①僧侶が関与しない葬儀であること、②身内が執行する葬儀であること、であったといえる。

転じて、近代特有の葬儀形式である「自葬」<sup>26</sup>は、明治維新以降、明治五年に太政官布告第一九二号により禁止されるまで各地で行われていたものである。その語意は、近世のものとは異なり、「単に喪主が自ら葬儀を執行する総ての場合を包含するもの」<sup>27</sup>を意味した。つまり、その語意の条件は、①「喪主」が主体者となり執行する葬儀であること、といえよう。

また、明治五年六月二十八日に太政官布告第一九二号（近来自葬取行候者モ有之哉ニ相聞候処、向後不相成候条、葬儀ハ神官僧侶ノ内ヘ可相頼候事）によって「自葬」の禁止と神官の葬儀関与が定められたのち、同年九月四日に教部省より各府県へ頒布された葬儀の手引書である『葬祭略式』は、僧侶に引導を渡す仏葬とは異なり、「喪主」が自身で祭詞をよみ玉串を奉る葬儀形式を提示するものであることから、神官の葬儀関与を決定した後も政府はその主体者に神官を据えていないことが判明する。同書では、神官は葬儀を「助ケ」ることを奨励されているため、明治初期の葬儀の主体者は「喪主」であったといえる。そして、政府は同十七年に「喪主」の意向に葬儀執行を任せる「自葬」<sup>28</sup>の解禁を達したことから、その後も、近代政府において葬儀は「喪主」によるものという前提があったといえよう。

これらを併せ考えると、「皇室喪儀令」は、天皇が大喪儀において「喪主」となり「親愛ノ情」を表す儀礼が「皇室ニ於テ民間ニ範」を示すものになるといえる、近代日本社会に応じた意味が付されたことが窺えよう。

## 二、英照皇太后の大喪儀における「御拝」の成立

### 二―一、國學院大學図書館蔵「英照皇太后御大喪関係資料」について

前章では、天皇が「皇室喪儀令」にもとづき、大喪儀において「喪主」として「御拝礼」されることに見出された新たな意味を明らかにした。本章では、英照皇太后の大喪儀より行われた「御拝」という儀礼の成立過程を確認し、不完全ながらも近代の大喪儀における重要な起点であったことを示していく。

本章において、資料は宮内公文書館蔵「英照皇太后大喪録」ならびに同館所蔵の諸資料を基にし、これに加えて國學院大學図書館蔵「久我家文書」の一部である「英照皇太后御大喪関係資料」を用いる。本資料群は、久我建通が英照皇太后の大喪儀において斎主を務めた際の資料が一括で残存するものである。

建通の斎主拜命の要因は、資料の都合上推し量らざるを得ないが、以下が挙げられると考える。まず、久我家が村上天皇の皇子中務卿具平親王を遠祖とする村上源氏の嫡流であり、五摂家に次ぐ七清華家の随一とされた家格であったことである。<sup>30</sup>次に、建通が幕末期には嘉永元（一八四八）年に権大納言、ついで議奏、文久二（一八六二）年には内大臣を歴任するなど孝明天皇の御信任が厚く、朝廷内で一定の地位を得ていたことが挙げられよう。動乱期のなかで辞官と蟄居の勅命を蒙るものの、維新後には功績を認められて解かれ、明治三（一八七〇）年には華族触頭に、同四年に賀茂別雷・御祖両神社、松尾神社、貴船神社等改革につき御用掛を命ぜられ、同五年には賀茂別雷・御祖両神社大宮司・松尾神社大宮司を兼任し、同七年には大教正という当時国民教化運動における教導職の要職も担った。また同十一年に宮内省より文学御用掛を命ぜられ、翌十二年には宸翰御用掛兼務をも仰せ付けられ、それらを辞した後も同二十四年には宮内省より先帝御事蹟取調掛を命ぜられていた。

以上見たように、英照皇太后の大喪儀に際する建通の斎主拜命は、久我家の事績に加え、建通が幕末期に孝明天皇の御信任を得ていたこと、そして王事と神道とに通じていたことが要因として考えられよう。

なお、久我家と國學院大學には、明治十五年の皇典講究所（経営母体）創設にあたって建通が初代総裁・有栖川宮幟仁親王を補佐する役職として副総裁に就いたことに端を発し、その後も同所の発展に努め、明治二十三年同所が教育機関として國學院を設置した際には基本金下賜願提出や事業拡張協議員招集等の活動によりその発展の基礎を築くなど、創立期における深い縁故がある。<sup>(31)</sup>

## 二―二、形成期における政府の理念

「英照皇太后御大喪関係資料」によると、皇太后の御不字は、明治三十（一八九七）年一月に入り悪化、この頃から宮内省より関係各所へ通知が出されていたようである。一月十日には、宮内省より「只今ペルツノ拜診ニテハ左ノ御肺ニモ／蔓延ノ兆アリ追々御虚脱ノ徴アル／ニ依リ心臓麻痺ヲ防クノ為メ有力ノナル御藥ヲ差上ゲ二十四時間内ニ／功驗ナキトキハ終ニ恐入ル／ニナルベシ／一月十日夕 侍医拜診」<sup>(32)</sup>は改行。以下同じ」という知らせがあり、翌十一日、宮内大臣土方久元より二通の通知が届き、その内容は「皇太后変化容体益々／御宜シカラス今午後六時／前後ノ頃御大切ノ場／合ニ至ラセラルヘクヤモ計リ／難キ旨侍医中出ニ付／此段申進候也／明治三十年一月十一日／宮内大臣伯爵土方久元<sup>(33)</sup>」と「皇太后陛下御容体本日午後／五時三十分御大切ニ被為在候／問此段及御通知候也／明治三十年一月十一日／土方宮内大臣<sup>(34)</sup>」というものであった。翌十二日、侍医らの治療の甲斐なく「皇太后陛下 昨十一日午後六時／崩御被遊候此段及御通牒／候也／明治三十年一月十二日／宮内大臣伯爵土方久元<sup>(35)</sup>」と関係者にのみ崩御のことが知らされたのである。

皇太后の崩御をうけ、大喪儀の準備は短期間で矢継ぎ早に行われていく。

一月十二日には、天皇の服喪期間について定めた「宮中喪」の宮内省告示があり、崩御につき一年間（明治三十年一月十一日から翌年一月十日まで）をその期間に定め、第一期・第二期をそれぞれ二十五日間、第三期を三百十五日間とした。<sup>(36)</sup> なお皇族および文武官員・有爵者・有位有勲者が以後一年間の参内において着用する喪服（宮内省告示第五号）と、さらには臣民における三十日間の喪期（閣令第一号）も同日に定められている。明治維新以後の宮中における服喪は、明治十六年に薨去した岩倉具視の国葬を以て議論の端を發した問題であり、この時に「国喪内規」の制定が試みられ、その後駐欧公使によるヨーロッパ王室の実態調査等から明治二十二年に「喪紀令案」が起草されるといふ経過を辿っていた。<sup>(38)</sup> 明治二十九年までには、この「喪紀令案」中から天皇・皇族・外国帝室に対し發せられる「宮中喪」、皇族・文武官・有爵有位有勲者とその親族に対し發せられる「通常喪」、そして天皇・皇族の崩御・薨去に際し国民に対し發せられる「国喪」が勘案されており、これらが英照皇太后の大喪儀において参考にされたのである。<sup>(40)</sup> しかし、規定としては明治四十二年の「皇室服喪令」（皇室令第十二号）の公布を待たなくてはならなかった。

同日には、宮内大臣土方久元が宮中に大喪使を置くことについて勅裁を仰いだ<sup>(41)</sup>が、これについてはその所在をめぐって宮内省と内閣とで見解が分かれ議論されることになる。<sup>(42)</sup> 最終的には、聖裁を奉じ同月十四日に宮内省下に大喪使が設けられることが決裁され、長官には有栖川宮威仁親王が任じられた。<sup>(43)</sup>

そして一月十五日、初めて英照皇太后の崩御が公告され、大喪儀に先立ち明治天皇から大喪使長官威仁親王に対し、以下の御沙汰が下される。

皇妣ノ葬儀ハ将来ノ表準トモ相成ルヘキニ付一時臣民哀悼忠愛ノ感情ニ任セ經費ヲ貲ラス夸張盛大ニ失シ

皇考ノ葬儀ニ超越スルニ至ルトキハ却テ

皇妣ノ懿旨ニ違フノミナラス則テ後昆ニ垂ル、所以ニアラサルナリ宜ク預シメ恰當ノ程限ヲ立テ莊重ニ之ヲ執行スヘシ<sup>(44)</sup>

このように、皇太后の大喪儀は、今後の基準ともなるべき葬儀であるから「哀悼忠愛」の情にまかせて盛大になりすぎず、孝明天皇の葬儀を超越することのないなかで「莊重」に執行すべきというものである。そして、宮内大臣土方久元を大喪使次官に任じて実質上の事務長官とし、宮内諸官・各省次官・内閣書記官から同事務官を兼任させ、英照皇太后の大喪儀に関する事務管掌のことが決められたのである。<sup>(45)</sup> 大喪使の設置は、その後の近代の大喪儀を視野に入れる際、特徴的な「前提」の一つである。<sup>(46)</sup>

大喪使の設置後、一月十六日には、大喪使内評議会において「御喪主ハ天皇ナルニ依リ別ニ之ヲ置カレサル事」、「兩陛下ハ泉涌寺御葬場ニ臨御御陵整頓ノ上翌日以後ニ於テ更ニ御参拜ノ事」が決議された。つまり、政府の理念として、皇太后の大喪儀における「喪主」はあくまで天皇であること、また天皇ならびに皇后による泉涌寺の御葬場への「臨御」、さらには御陵への「御参拜」も企図されていたことが分かるのである。

また、これに加え、大喪使における事務職掌を「儀式部」「山作部」「庶務部」「主計部」「調度部」(運輸掛)「内匠部」と分けること等も決議された。<sup>(47)</sup> このうち、大喪儀における儀礼の勘案を担当した部門が「儀式部」<sup>(48)</sup> である。この日、『官報』において同月十九日に儀式始めとなる「御入棺」「御霊移祭」が行われることが公告され、大喪使内では式次第の形成が始められる。大喪儀の儀礼の検討が本格的に始まったのである。

## 二一三、政府の理念に対する叡慮

しかし、十六日に大喪使内において決議された「御喪主ハ天皇ナルニ依リ別ニ之ヲ置カレサル事」に対し、一月十八日には変更が加えられ、「喪主」には威仁親王が任じられることとなる。<sup>(49)</sup> 土方久元の日記によれば、一月十八日の記述には、

大喪之古事仰付種々論議有之処ニ多忙ヲ極メルヤ<sup>(50)</sup>

とあり、改めて大喪使内で大喪儀に関する「古事」について、調査と論議が行われたことが窺えるのである。後代において、大正九（一九二〇）年六月十日に「皇室喪儀令」の制定にむけ帝室制度審議会に用いられた参考資料には、以下のようにこの期間の経緯が説明される。

明治三十年一月英照皇太后御大喪ノ時ハ特ニ大喪使長官威仁親王ニ御喪主ヲ仰付ラレ天皇ハ祭儀アル毎ニ勅使ヲシテ代拜セシメ一回モ出御御拜禮遊ハサレタルコトナク又御葬儀ニモ列シ給ハス御発引ノ際ニモ御奉送ナカリキ今記録ニ徴見スルニ當時大喪使ニ於テ御喪主ハ天皇ナルニ依リ別ニ之ヲ置カレサル方然ルヘシト議定シ其旨長官ヨリ奏聞シタルニ其翌日威仁親王ニ御喪主ノ勅命アリタリ又靈柩御奉送ノ事ニ付テモ大喪使ヨリ奉請スル所アリシモ遂ニ御採用アラセラレス其際徳大寺侍従長（恐ラク勅命ナラン）ハ之ニ関シ典例取調方ヲ故文學博士井上頼<sup>(51)</sup> 圀ニ内命シタレハ同氏ハ之ニ對シ古來其例ナキ旨ヲ上申シタリト聞ク

ここから、大喪使が議定した通り「御喪主ハ天皇」であることや、御棺の「御奉送」への臨御に対する叡慮が窺えよう。

すなわち、大喪使によって「御喪主ハ天皇ナルニ依リ別ニ之ヲ置カレサル事」が決められ「奏聞」された後、勅命により有栖川宮威仁親王が「御喪主」となり、天皇による御棺の「御奉送」も「御採用」されなかったことから、明治天皇は天皇が主体となって葬儀に参加することを容認されなかったと推察されるのである。

それでは、「古来」行われてきた天皇や院の葬儀における、新帝や天皇による儀礼とは如何なるものであったのだろうか。

御歴代の天皇や院をはじめとする皇室の葬儀は、中世以来様々な変化を経ながらも、先例を重んじ泉涌寺を中心にして営まれてきた。皇室と泉涌寺との深い由縁は、仁治三（一二四二）年に四条天皇が崩御され、その喪葬儀礼を泉涌寺三世定舜が引き受け山陵を造営したこと（22）に端緒を見ることが出来る。以来泉涌寺は皇室の御葬礼と火葬の場となり、火葬後の灰塚は泉涌寺に残り、御遺骨は深草法華堂に納められ、時には分骨されることもあった。よって当初の泉涌寺は御遺骨が埋納される「埋葬寺院」ではなかったといえる。ところが、承応三（一六五四）年に執行された後光明天皇の葬儀を以て火葬から土葬へと転換され、これを契機に泉涌寺は墓所のある菩提寺として、数ある菩提寺のうちでも特別な由縁を持つ「御寺」となったのである。（23）

近世より前の天皇や院の葬儀のうち、とりわけ儀礼について考えてみれば、中世後期から徳川幕府下で喪葬儀礼が執り行われるようになる元和期までの崩御事例を明らかにした岸泰子の概略によると、大永六（一五二六）年の後柏原天皇の喪葬儀礼には、御遺骸を棺に納める「入棺」、謚を奉ずる「追号」、棺を御所から泉涌寺まで運び出す「葬送」、天皇または上皇が生前に崩御後の事について示された詔である遺詔の奏上、喪に服する空間である倚盧殿への渡御が行われる「遺詔奏上倚盧渡御」と倚盧殿からの「還御」（その間の「中陰仏事」、朱雀門と二条辺で行われる「諒闇終大被」があったという。（24）つまり、近世以前の大喪儀においては、新帝もしくは天皇が行う重儀は、倚盧殿での徹底した服喪



であったといえよう。

そして、近世前中期においても、事情による多少の相違はあるものの、天皇や院の葬儀における新帝や天皇による喪葬儀礼は同様であった。<sup>(55)</sup>

これらをふまえ、近世の皇太后の葬儀において天皇が行っていた儀礼を確認したい。ここでは、近世末期である弘化三（一八四六）年一月二十六日に仁孝天皇が崩御された翌年、新朔平門院（鷹司禊子<sup>(56)</sup>）が崩御された事例を見ることとする。その経緯は、同四年三月十四日に皇太后宣下がなされたのち、十月十日頃「御病勢」極めて重く、七社七寺に御祈禱が仰せ付けられるも、同月十三日には院号（新朔平門院）が定められながら宝算三十七にて崩御されるというものであった。そして、大喪儀は同月十九日に「御入棺」、十一月四日に孝明天皇によって鈍色の袍である「錫紵」を著御される服喪が行われ、同月十二日には「遺令奏」、そして泉涌寺への葬送日に合わせて「錫紵」を著御される服喪が再度行われたのである。<sup>(57)</sup>ここから、孝明天皇は葬送や葬場に臨御されずに、喪に服されていたことが窺えよう。このような「古来」行われてきた先例をふまえたためか、英照皇太后の大喪儀では、天皇が「喪主」として葬場に臨御されることが避けられたのである。

英照皇太后の大喪儀における式次第は、一月十九日に「御入棺」、建通が斎主となつて「御霊移祭」が行われ、御霊は霊璽にうつされる。以後、葬儀は御霊前での儀礼と棺前（または埋棺後の陵前）での儀礼とに分かれていく。なお「英照皇太后御大喪関係資料」に残存する書簡の記録から、儀礼の形成に際しては、大喪使が式次第を作成し、斎主がそれに合わせ祭詞を作成するという順序がふまれていたことが窺える。<sup>(58)</sup>この点に関し、当時国費で賄われた葬儀に国葬が挙げられるが、半田竜介が指摘するように国葬では式次第と祭詞がともに斎主に「一任」されていたことから、両者にはその構造に相違があったといえよう。<sup>(60)</sup>

そして前述の通り一月十六日に大喪使内で決議されていた「両陛下ハ泉涌寺御葬場ニ臨御御陵整頓ノ上翌日以後ニ於テ更ニ御参拝ノ事」のうちの「泉涌寺御葬場ニ臨御」については、二十六日に断念されることが決定する。<sup>(61)</sup>

行幸啓は叶わないこととなるが、「臨御」に代わり小松宮彰仁親王・同妃頼子をそれぞれ天皇・皇后の御名代として参向を仰せ付けられ、これらの思し召しに明治天皇の歡慮をうかがうことができよう。そして、後月輪東北陵への「御参拝」は、後に「御百日祭」の前日に執行されることとなるのである。

## 二一四、後月輪東北陵での「御拝」

一月二十日には建通が斎主となり青山御所御霊殿において霊靈に対し「御十日祭」が行なわれ、同様に三十日には「御二十日祭」が行なわれる。<sup>(62)</sup>そして、青山御所から京都にむけ出發される前日には、棺の前において「御發棺前日御棺前拜礼」が執行され、「御棺前祭」の後に「御發棺」「御發送」が行われたのである。既に指摘されているように、英照皇太后の大喪儀は、東京への奠都後初となる大喪儀であり、東京の青山御所から青山練兵場の奉送場を経て京都の大宮御所ならびに泉涌寺内御斎場へ至るといふ「空間的観点」から見ると、その後の近代の大喪儀を考える上で重要な「前提」となる姿が見受けられる。<sup>(63)</sup>そして生前の皇太后による御遺言<sup>(64)</sup>に従い、京都の泉涌寺内の孝明天皇山陵（月輪東山陵）の隣に後月輪東北陵が設けられたのである。大宮御所から奉送された御棺は泉涌寺内「月輪山斎場」（新善光寺前）において拜礼が行われた後に「御埋棺」の式で埋葬、「御埋棺御翌日祭」が行われ、後月輪東北陵での陵前と青山御所御霊殿内の霊靈前での「御三十日祭」「御四十日祭」「御五十日祭」も行われた。

そして「御遺例」<sup>(65)</sup>を理由としてこれまでの大喪儀の喪葬儀礼に臨まれなかった明治天皇であるが、皇后とともに「御百日祭」の前日に後月輪東北陵に親拝されるべく、明治三十年四月十七日に京都への出發が決定する。翌十八日

には大喪使事務官より建通宛で後月輪東北陵への「御拜」の次第が届き、準備が整えられたのである。<sup>66</sup> 当日の次第は以下の通りである。

當日早旦陵前ヲ裝飾ス

午前八時諸員幄舎ニ著ク

次神饌及御幣物ヲ供ス

此間奏楽

次祝詞(マ)ヲ奏ス

同十時御休所 出御掌典長前行シ諸員御後ニ扈從ス

次御歩

此時著床ノ諸員奉迎ス

次御手水ヲ進ル特  
奉在

次御拜ノ舎ニ進御

次掌典長御玉串ヲ執リ之ヲ進ル

次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ掌典長ニ授ケ給フ掌典長之ヲ陵前ニ供ス

此時供奉諸員拜礼(マ)

次入御

次皇后陛下御休所 出御掌典長前行ス

次御手水ヲ進ル女官奉仕

次御拜ノ舎ニ進御

次掌典長御玉串ヲ執リ之ヲ進ル

次玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ掌典長ニ授ケ給フ掌典長之ヲ陵前ニ供ス

次入御

次御幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏楽

次各退出(傍線―筆者)

このように、四月十九日午前九時半、天皇ならびに皇后は同列にて京都御所を出門され、以上の式次第に則り、後月輪東北陵において「御拜」されたのである。<sup>(68)</sup>

それでは、この「御拜」は、近代の大喪儀を考えるにあたり、如何に理解することができるであろうか。『泉涌寺史』によれば、明治期以降英照皇太后の大喪儀に至るまでの泉涌寺山陵への行幸啓は、明治元年から総計して九回を数える。<sup>(69)</sup>しかし、明治三十年四月十九日における後月輪東北陵への「御拜」が単に山陵への参拜ではないことは、同年八月二十三日に天皇ならびに皇后が東京へ還御されるまでの間、「宮中喪」第三期中であることを理由に、孝明天皇陵及び近陵の参拜を中止されていることから明白である。<sup>(70)</sup>つまり、この「御拜」は、大喪儀中に行われた喪葬儀礼であつたといえよう。

これらを勘案すると、近代の大喪儀は、天皇が御自ら「御拜」を行うという点で、その起点に不完全ながら英照皇

太後の大喪儀があり、それを先例としながら、政府の理念を儀礼として具現化すべく整備されていったといえよう。かくして、大正十五年に「皇室喪儀令」として「殯宮・葬場殿・山陵での天皇告文奏上を中心とする、いわば新帝を喪主とした自葬儀式として制定」<sup>(7)</sup>されたのである。

英照皇太后の大喪儀は四月二十日の陵前での最後の儀礼である「御百日祭」を以て一段落とされ、大喪使は廃止、事務的な残務は元大喪使次官土方久元に管理され、斎主・斎官は一度離任となった。<sup>(8)</sup>その後、大喪儀は、崩御から一年経過後の明治三十一年に行われた「御一周年祭」「御喪期終御禊」「喪期終大祓」を以て終え、青山御所御霊殿に祀られていた霊璽は宮中皇霊殿へと遷御された。<sup>(9)</sup>大喪儀は宮中祭祀に引き継がれることで「崇祖」の姿が一貫されることとなるのである。

## おわりに

以上、近代の大喪儀が天皇を主体とした「自葬儀式として制定」されていく過程を、英照皇太后の大喪儀において行われた天皇による「御拝」を中心に考察した。本稿で論じた内容をいま一度確認したい。

近世以前における天皇や院の葬儀での儀礼を確認すれば、新帝や天皇は倚盧殿への渡御や錫紵著御を以て服喪することを慣例としており、葬儀への臨御は行われていない。徹底して服喪することが重儀だったのである。

このような先例に反し、明治維新以降初の大喪儀である、英照皇太后の大喪儀の形成過程では、事務を管掌した大喪使において、天皇による儀礼に関し「御喪主ハ天皇ナルニ依リ別ニ之ヲ置カレサル事」、「両陛下ハ泉涌寺御葬場ニ臨御御陵整頓ノ上翌日以後ニ於テ更ニ御参拜ノ事」が決議される。つまり、近代の大喪儀の形成期より、政府内で、天皇を「喪主」とした上での御葬場への「臨御」と御陵への「御参拜」が企図されていたといえる。

しかし、天皇が「喪主」となる件については、おそらく叡慮により決定が見送られ、御葬場への「臨御」についても断念されていた。

「御違例」を理由として、このように大喪儀の喪葬儀礼に臨まれなかった明治天皇であるが、御陵前での最後の儀礼である「御百日祭」の前日には、後月輪東北陵へ親拝される。この「御拜」は、山陵への参拝という意味合いを超え、大喪儀中に行われた喪葬儀礼であったといえよう。

そして、のちに「皇室喪儀令」の制定にむけ、明治三十五年から大正十五年にかけて行われた審議において最も議論の俎上に載せられる問題は、英照皇太后の大喪儀では実施できなかったが当初の理念を反映すべく、天皇が「喪主」として臨御する儀礼を明文化することであった。これらの議論をふまえた草案をもとに、大正元年における明治天皇の大喪儀、同三年における昭憲皇太后の大喪儀ではいずれも天皇が「喪主」となることはなかったものの、齋場と山陵において天皇による「御拜礼」が行われる。

ついには、天皇が「喪主」となり、「親愛ノ情」を表することが、「皇室ニ於テ民間ニ範ヲ示サレント云フ意味」を保持すると重視した政府の理念により、「皇室喪儀令」では、第一章「大喪儀」条文中第八条に「大行天皇太皇太后皇太后ノ喪儀ニハ天皇喪主トナル」とされ、詳細に次第を規定する「附式」には、天皇が「喪主」として「御拜礼」を行う儀礼が制定されることとなるのである。

つまり、天皇が御自ら喪葬儀礼を行うという点において、英照皇太后の大喪儀は、不完全ながらも近代の大喪儀の重要な起点となっていたといえよう。

なお実際に、近代の大喪儀は、民間の喪葬儀礼に影響を与えたことが示唆されている。<sup>27</sup>「範」を示すことが目指された儀礼が如何に波及したかという点を明らかにすることが今後の課題である。

## 註

(1) 「英照皇太后御大喪関係資料」は「久我家文書」の一部ではあるが、現在、調査・整理中のため、國學院大學久我家文書編纂委員会編『久我家文書』別巻（國學院大學、昭和六十二年）掲載の編年目録に掲載されていない資料群である。本資料は、國學院大學図書館事務課主幹古山悟由氏の御厚意により閲覧させていただいた。また本稿で用いる資料名は、古山氏が整理された一覧表をもとにしている。ここに記して、心より御礼申し上げる。

(2) 皇太后は、天保四（一八三三）年十二月十三日に誕生され、名を夙子といい、九条尚忠の六女であった。母は南大路長尹の女昔山である。孝明天皇が皇太子の時に御息所となり、天皇即位後に女御宣下を受け、それについて准三宮宣下があり、万延元（一八六〇）年七月に睦仁親王のちの明治天皇の御実母と公称され、立后を経ずに明治元（一八六八）年に皇太后と尊称された。英照皇太后については、藤井讓治・吉岡眞之監修『孝明天皇実録』第三卷（ゆまに書房、平成十八年）参照。なお皇太后に関する著書は、『英照皇太后大喪記事』（京都市参事会、明治三十年）、『英照皇太后陛下御大葬写真帖』（玄鹿館、明治三十年）、宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』（平安神宮、昭和四十二年）、宮内庁編『明治天皇紀』第九（吉川弘文館、昭和四十八年）等参照。

(3) 大正十五（一九二六）年に制定された皇室喪儀令（皇室令第十一号）では、「大喪儀」とは天皇、皇后、太皇太后、皇太后、「皇族喪儀」とは皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王の喪儀を指した。本稿では、これに倣い、皇太后の喪儀を大喪儀と表記する。なお明治四十二（一九〇九）年に制定された皇室服喪令（皇室令第十二号）では、第十九条に「天皇大行天皇太皇太后皇后」の喪に際しては「大喪」とする規定があることから、大喪と大喪儀とは峻別する。

(4) 武田秀章「孝明天皇大喪儀・山陵造営の一考察」（『維新时期天皇祭祀の研究』、大明堂、平成八年所収。初出は「孝明天皇大喪儀・山陵造営の一考察」（上）（下）『神道宗教』第一四九号・一五〇号、平成四年・平成五年）参照。

(5) 前掲武田『維新时期天皇祭祀の研究』一四〇頁。

(6) 笹川紀勝『天皇の葬儀』（新教出版社、昭和六十三年）、中島三千男『天皇の代替りと国民』（青木書店、平成二年）、小園優子・中島三千男『近代の皇室儀礼における英照皇太后大喪の位置と国民統合』（『人文研究』第一五七集、平成十七年）等参照。

(7) 岸泰子「中世後期の天皇崩御と職職―内侍所の変化を中心に―」（『近世の禁裏と都市空間』、思文閣出版、平成二十六年

- 所収)、同「近世前期の天皇崩御と内侍所―触穢・王権・都市―」(同前『近世の禁裏と都市空間』所収)、野村玄「近世天皇葬送儀礼の確立と皇位」(『日本近世国家の確立と天皇』、清文堂出版、平成十八年所収。初出は「近世天皇葬送儀礼確立の政治的意義―後光明天皇葬送儀礼の検討を中心に―」(『大石学編』『近世国家の権力構造―政治・支配・行政―』、岩田書院、平成十五年所収)参照。
- (8) 半田竜介「岩倉具視の国葬と神葬祭」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第一三三号、平成三十一年)参照
- (9) 宮内公文書館所蔵「帝室制度審議会ニ於ケル喪儀令案國葬令案議事要録」(識別番号: 95201)参照。なお本稿では、同様の記録を、東京大学法学部附属近代法政史料センター原資料部所蔵「岡本愛祐関係文書」内【第一部】「二」帝室制度審議会及び枢密院に於ける令案審議事要録」においても参照した。岡本愛祐は、明治二十七(一八九四)年京都生まれ、大正九(一九二〇)年東京帝国大学法学部法律学科を卒業、その後、埼玉県属から埼玉県警視を経て同十二年東京宮侍従兼侍從に任ぜられた。同十四年内大臣秘書官、昭和二(一九二七)年皇后宮事務官兼侍從、同九年宮内省参事官、帝室林野局を経て同十六年に宮内省参事官大臣官房主管となっている。本資料は、この時に利用整理した宮中事務関係の史料が「岡本愛祐関係文書」として残存しているものである(経歴は同センター『岡本愛祐関係文書目録』(『近代立法過程研究会収集文書No.17』、昭和六十三年)、西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」(『近代日本研究会編』『年報・近代日本研究』、20 宮中・皇室と政治』、山川出版社、平成十年所収)による)。
- (10) 大蔵省印刷局編『官報』第四二四九号(大正十五年十月二十一日付)参照。
- (11) 前掲『官報』第四二四九号参照。
- (12) 前掲『官報』第一六号(昭和二年一月十九日付)参照。
- (13) 前田修輔「明治後期の皇室喪礼法制化と帝室制度調査局」(『日本史研究』第六五九号、平成二十九年)九頁。
- (14) 前掲西川「大正後期皇室制度整備と宮内省」五十五頁。
- (15) 前掲西川「大正後期皇室制度整備と宮内省」一〇二頁、前田「明治後期の皇室喪礼法制化と帝室制度調査局」九、十一・十四、十六頁参照。
- (16) 宮内公文書館所蔵「自明治三十五年五月至同年十二月 帝室制度調査局會議議事録 第一綴」(識別番号: 94486)参照。
- (17) 前掲前田「明治後期の皇室喪礼法制化と帝室制度調査局」、十頁。



- (18) 山野金蔵編『帝国六法全書』(有斐閣、明治四十四年) 参照。
- (19) 近代の「家」をめぐる法制史、とりわけ「戸主」の制度に焦点をおいた研究として、福島正夫・利谷信義「明治前期における戸籍制度の発展」(福島正夫編『「家」制度の研究 資料篇——明治前期戸籍法令集——』(東京大学出版会、昭和三十四年) 所収)、有地亨「近代日本における民衆の家族観——明治初年から日清戦争頃まで——」(福島正夫編『家族 政策と法7 近代日本の家族観』(東京大学出版会、昭和五十一年) 所収)、熊谷開作「家をめぐる法制史と教育史」(同前) 等が挙げられる。
- (20) 前掲山野『帝国六法全書』二七五頁。
- (21) 前掲「皇室制度審議会ニ於ケル喪儀令案國葬令案議事要録」参照。
- (22) 明治・大正時代の商法学者。号は六樹。慶応元(一八六五)年九月二十一日、幕臣・岡野親美の次男として上野国群馬郡岩鼻(群馬県高崎市岩鼻)に誕生した。明治十九(一八八六)年東京帝国大学法科大学卒、同二十一年同大学助教授。同二十四年からドイツに留学し、同二十八年に帰国後、同大学の教授となり、商法講座を担当した。同年法典調査会委員に任せられ、商法関係法案の起草に尽力した。また、大正六(一九一七)年から中央大学学長を勤め、同十四年に枢密院副議長・帝国学士院長となり、男爵を授けられている。岡野に関連する著書に、岡野敬次郎『日本手形法』(中央大学、昭和三十八年)、同『会社法』(岡野奨学金、昭和四年)、六樹会編『岡野敬次郎伝』(六樹会、大正十五年) 等がある。
- (23) 「大礼使官制ノ形式ニ関スル件」(国立公文書館蔵、請求番号…枢C00016100) 参照。
- (24) 宮内庁編『明治天皇紀』第十二(吉川弘文館、昭和五十年)、宮内省編『昭憲皇太后実録』下卷(吉川弘文館、平成二十六年) 参照。ただし、天皇が「喪主」となる事項の決定は先送りとされた。
- (25) 先行研究は、辻善之助「神職の離檀問題に就いて」(『史学雑誌』第三八卷一号、昭和二年)、市村其三郎「神葬祭問題とその発展」(『史学雑誌』第四九卷一号、昭和五年)、朝山皓「出雲中心の神葬祭問題(一)〜(五・完)」(『歴史地理』第六〇巻一号・三号・四号・五号・六号、昭和七年七月・九月・十月・十一月・十二月)、西田長男「神道宗門」(初出は『神道史学』第一輯、昭和二十四年。のちに『現代神道研究集成(第三卷) 神道史研究編Ⅱ』、神社新報社、平成十年所収)、加藤隆久「神葬祭復興運動の一問題——津和野藩を中心として——」(『國學院大学日本文化研究所紀要』第一八輯、昭和四十一年)、岡田莊司「近世神道の序幕——吉田家の葬礼を通路として——」(『神道宗教』第一〇九号、昭和五十七年)、同「神道葬祭成立考」(『神道学』第二二八号、昭和六十一年。岡田による尚論文は、増補改訂の上「近世の神道葬祭」として、大倉精神文化研究所「近

- 世の精神生活」、群書類従刊行会、平成八年所収)、杉山林繼「杉浦国頭の葬儀―近世中葉における神道葬祭式再編の一例として―」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第六七輯、平成三年)、遠藤潤「近世・近代神葬祭運動の諸相」(『日本仏教研究会編「日本の仏教 第四号」、法蔵館、平成七年所収)、澤博勝「近世後期の地域・仏教・神道―神葬祭運動の意義―」(『史学雑誌』第一〇五卷六号、平成八年)、西岡和彦「明治以前の葬送儀礼」(小野和輝監修、禮典研究會編「神葬祭総合大事典」、雄山閣出版、平成十二年所収)等参照。なお資料集には、國學院大學日本文化研究所編「神葬祭資料集成」(ベリかん社、平成七年)がある。
- (26) 明治初期の神葬祭をめぐる問題については、阪本是丸「神葬祭の普及と火葬禁止問題」(『国家神道形成過程の研究』、岩波書店、平成六年所収。初出は「近代の神葬祭をめぐる問題」(『神道学』第二二四号、昭和五十九年)参照。
- (27) 朝山皓「府県社以下神社の神職が神葬祭を執行し得る法制上の根拠」(『神社協会雑誌』第三二年第一号、昭和七年)十六頁。
- (28) 拙稿「神官教導職と神葬祭―葬祭略式―再考」(『神道史研究』第六六卷第一号、平成三十年)参照。
- (29) 全文は「明治五年第九十二号布告ヲ以テ凡葬儀ハ神官僧侶ニアラサレハ執行スルヲ許サス乃自葬ヲ禁止セラレタリ然ルニ嚮ニ教導職ヲ廢セラレタルニ付テハ自ラ葬儀ヲ執行スルヲ得ルモノハ神官僧侶ニ止マラス乃自葬ノ禁ハ自ラ解除セリ故ニ自今以後葬儀ヲ依托スルハ一々喪主ノ信仰スル所ニ任セ不可ナカルヘシ然レトモ其墓地ノ取締及葬儀ヲ執行スル場所ノ如キハ則其取締規則ニ依テ実地適當ノ警察ヲ施スヘシ」(阪本健一「明治以降神社関係法令史料」(『神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年)一一三頁)。
- (30) 久我家、また建通については、國學院大學久我家文書編纂委員會編「久我家文書」第一卷(國學院大學、昭和五十七年)における当時國學院大學学長であった吉川泰雄による「序」、前掲「久我家文書」別巻における「解説」に詳しい。
- (31) 『國學院大學百年史』上巻(國學院大學、平成六年)二十四―二十六頁、前掲「久我家文書」別巻「解説」四頁。
- (32) 「侍医拝診書(ベルツ拝診)」(英照皇太后御大喪関係資料)所収。資料は菟蕪版。
- (33) 「皇太后変化容体益々御宜シカラス」(英照皇太后御大喪関係資料)所収。資料は菟蕪版。
- (34) 「皇太后陛下御容体本日五時三十分」(英照皇太后御大喪関係資料)所収。資料は菟蕪版。
- (35) 「皇太后陛下昨十一日午後六時崩御」(英照皇太后御大喪関係資料)所収。資料は菟蕪版。
- (36) 前掲「官報」号外(明治三十年一月十二日付)参照。
- (37) 「岩倉具視右大臣辞表及び国葬関係書類」(国立公文書館蔵、請求番号：雑00940100)、「国喪内規設定一件」(外務省外

交史料館蔵、請求番号・門61類41項7)に記述が見える。共に宮内省野紙であり、前者は太政官へ照会されたことを示しており、後者は遣外公使へ問い合わせるために照会されたものである。岩倉の国葬執行に際し、「国喪内規」を諸外国の全権公使へ諮詢したものの、葬儀執行日までに各国より返答が届くことはなかった(後の明治十七・十八年到着)。なお後には露国全権大使・花房義質からロシアの喪制、奥国全権大使・上野景範からは欧州各国の喪制について回答、仏国全権大使・蜂須賀茂韶(筆記は大山綱介)からはベルギー・スペインの国喪調査書「Court Mourning」(筆者訳註「諒問」)について回答があったことが分かる。

- (38) 前掲外務省外交史料館所蔵「国喪内規設定一件」参照。
- (39) 前掲前田「明治後期の皇室喪礼法制化と帝室制度調査局」七頁。
- (40) 同右。
- (41) 宮内公文書館蔵「英照皇太后大喪録六」(識別番号:581-6)参照。
- (42) 前掲「明治天皇紀」第九、一八一、一八二頁。
- (43) 前掲宮内公文書館蔵「英照皇太后大喪録六」参照。
- (44) 前掲「明治天皇紀」第九、一八三頁。
- (45) 前掲宮内公文書館蔵「英照皇太后大喪録六」参照。
- (46) 藤田大誠「青山葬場殿から明治神宮外苑へ——明治天皇大喪儀の空間的意義——」(『明治聖徳記念学会紀要』(復刊第四九号)、平成二十四年)九十九頁。
- (47) 宮内公文書館蔵「英照皇太后大喪録七」(識別番号:581-7)参照。
- (48) 「儀式部」の人員の一人である内閣書記官多田好問が、明治三十五(一九〇二)年六月十一日より開始された帝室制度調査局における皇室喪儀令の調査と会議において、まず「皇室喪儀令案」を起稿した人物であったことは興味深い点である(前掲「自明治三十五年五月至同年十二月 帝室制度調査局會議議事録 第一級」参照)。すでに前掲前田「明治後期の皇室喪礼法制化と帝室制度調査局」によってこの事実が指摘されており、この点は、英照皇太后の大喪儀における儀式勸案の一蓄積が後代に影響を与えたことを考えるにあたり無視できない事実である。
- (49) 前掲宮内公文書館蔵「英照皇太后大喪録六」参照。

- (50) 「土方久元日記」(首都大学東京蔵「土方久元関係文書」所収、整理番号・〇12「明治二十八年六月十三日」明治三十一年二月五日)、マイクロフィルム番号・H110) 参照。
- (51) 「皇室喪儀令案参考」(国立国会図書館憲政資料室蔵「平沼騏一郎関係文書」所収、整理番号・2103) 参照。
- (52) 赤松俊秀監修・総本山御寺泉涌寺編『泉涌寺史』本文編(法蔵館、昭和五十九年)五十七頁。
- (53) 前掲『泉涌寺史』本文編、三五―三五四頁。
- (54) 前掲岸「中世後期の天皇崩御と職穢―内侍所の変化を中心に―」一七頁。なお同頁の図一「後柏原天皇喪葬儀礼の概略」は当時の喪葬儀礼の流れを把握するのに有用な資料である。
- (55) 前掲岸「近世前期の天皇崩御と内侍所―触穢・王権・都市―」一三五頁。
- (56) 鷹司祺子は関白・鷹司政熙の女で、仁孝天皇の女御。のちに皇太后、女院となった。女院号は新朔平門院である。孝明天皇の女御については、藤井讓治・吉岡眞之監修『仁孝天皇実録』第三卷(ゆまに書房、平成十八年)参照。
- (57) 前掲『仁孝天皇実録』第三卷、一五七―一五二三頁。なお、この葬儀においては「諒闇タラザルベキ旨」が衆議によって決されており、諒闇中に喪に服する空間である倚虚殿は設けられなかった。
- (58) 國學院大學図書館蔵「英照皇太后御大喪関係資料」には、大喪使事務官から久我建通に対し式次第を送付した資料(「来二十御陵百日祭次第送付」(大喪使黒罫紙)等)に加え、建通による祭詞の草案と思われる資料(「御霊移祭」等)が残存する。
- (59) 大正十五(一九二六)年十月二十一日に「国葬令」(勅令第三四号)が制定されるが、それ以前には天皇の「特旨」を以て十六件の国葬が行われた(「国葬期日一覧表」(「東郷平八郎国葬関係雑書類」一五・昭和九年五月三十日)、国立公文書館蔵、請求番号・葬00093100)参照。
- (60) 前掲半田「岩倉具視の国葬と神葬祭」参照。
- (61) 前掲『明治天皇紀』第九、一九一、一九二頁。「御遺例」が大きな理由であったことが窺える(同前、二四〇頁)。
- (62) 前掲宮内公文書館蔵「英照皇太后大喪録七」、「御二十日祭祭詞」(國學院大學図書館蔵「英照皇太后御大喪関係資料」、整理番号・別251)参照。
- (63) 前掲藤田「青山葬場殿から明治神宮外苑へ―明治天皇大喪儀の空間的意義―」一〇二頁、長谷川香「近代東京における大喪儀の儀礼空間に関する研究―東京市西部の練兵場と御料地の利用について―」(『日本建築学会計画系論文集』第七三八、

平成二十九年）参照。

- (64) 前掲『明治天皇紀』第九、一九〇頁、前掲藤田「青山葬場殿から明治神宮外苑へ―明治天皇大喪儀の空間的意義―」九九頁。
- (65) 前掲『明治天皇紀』第九、二四〇頁。
- (66) 「明治三十年四月十九日後月輪東北陵御拜次第」(「英照皇太后御大喪関係資料」所収)参照。書簡は宮内省黒罫紙、次第は菊蕨版である。この間の経由は、供奉宮内書記官から大喪使事務官へと通牒があり、大喪使事務官から建通へと通牒がなされた(前掲「英照皇太后大喪録七」)。
- (67) 同様の内容は、宮内公文書館蔵「英照皇太后大喪録五」(識別番号…5815)、前掲『明治天皇紀』第九、二四一、二四二頁にも記録されている。
- (68) 「宮廷録事」として『官報』第四一三六号(明治三十年四月二十日付)に掲載された。
- (69) 前掲『泉涌寺史』本文編、五四八頁参照。なお英照皇太后の大喪儀までに行われた明治期における天皇皇后両陛下の泉涌寺山陵への行幸啓を一覧すれば、①明治元年八月二十九日、②明治元年十二月二十五日、③明治五年六月二日、④明治十年一月三十日、⑤明治十三年七月十六日、⑥明治二十年一月三十日、⑦明治二十三年四月八日、⑧明治二十四年五月二十日、⑨明治二十八年五月二十四日・二十七日、であった。また六・九回目の際には皇后も参拝された。
- (70) 前掲『明治天皇紀』第九、二四四頁。
- (71) 前掲武田『維新时期天皇祭祀の研究』一四〇頁。
- (72) 前掲『明治天皇紀』第九、二四二頁。なお建通は、その後明治三十一(一八九八)年一月六日に「御一周年祭」の斎主に再任している(「辞令(英照皇太后御一周年御陵祭斎主)」(「英照皇太后御大喪関係資料」所収、整理番号…別冊⑩)参照)。
- (73) 前掲宮内公文書館蔵「英照皇太后大喪録五」参照。
- (74) 藤田大誠「近代神職の葬儀関与をめぐる論議と仏式公葬批判」(「國學院大學研究開発推進センター研究紀要」第八号、平成二十六年)参照。